

A decorative border made of small blue circles arranged in a rectangular frame around the text.

美 濃 加 茂 市 議 会
第 4 回 定 例 会 議 案

平 成 2 9 年 1 2 月 1 日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 6 9 号	美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	1
議第 7 0 号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	4
議第 7 1 号	美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	6
議第 7 2 号	美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	1 4
議第 7 3 号	美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	1 7
議第 7 4 号	美濃加茂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	2 0
議第 7 5 号	平成 2 9 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 7 号）	4 1
議第 7 6 号	指定管理者の指定について（中之島公園）	9 1
議第 7 7 号	市道路線の認定について	9 2
議第 7 8 号	岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約に関する協議について	1 0 7

議第 6 9 号

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例について

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改
正する条例を下記のとおり制定する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

(美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改
正)

第 1 条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 (昭
和 4 2 年美濃加茂市条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準 日現在 (同項後段に規定する者にあつて は、任期満了、辞職、失職、除名、死亡 又は議会の解散による任期終了の日現 在) において同項に規定するものが受け るべき報酬月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、6 月に 支給する場合においては 1 0 0 分の 2 0 7. 5、1 2 月に支給する場合において は <u>1 0 0 分の 2 3 2. 5</u> を乗じた額に、 基準日以前におけるその者の在職期間の 区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に	(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準 日現在 (同項後段に規定する者にあつて は、任期満了、辞職、失職、除名、死亡 又は議会の解散による任期終了の日現 在) において同項に規定するものが受け るべき報酬月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、6 月に 支給する場合においては 1 0 0 分の 2 0 7. 5、1 2 月に支給する場合において は <u>1 0 0 分の 2 2 2. 5</u> を乗じた額に、 基準日以前におけるその者の在職期間の 区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に

関する条例（昭和２９年美濃加茂市条例第２３号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	関する条例（昭和２９年美濃加茂市条例第２３号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
---	---

第２条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第５条 （略） ２ 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては<u>１００分の２１</u>、１２月に支給する場合においては<u>１００分の２２</u>、<u>２７．５</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和２９年美濃加茂市条例第２３号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第５条 （略） ２ 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては<u>１００分の２０</u>、<u>７．５</u>、１２月に支給する場合においては<u>１００分の２３</u>、<u>２．５</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和２９年美濃加茂市条例第２３号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日等）

- この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成３０年４月１日から施行する。
- 第１条の規定による改正後の美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成２９年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 7 0 号

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例 (昭和 4 1 年美濃加茂市条例第 2 1 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在 (同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在) において職員が受けるべき給料月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 0 7. 5、1 2 月に支給する場合においては <u>1 0 0 分の 2 3 2. 5</u> を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在 (同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在) において職員が受けるべき給料月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 0 7. 5、1 2 月に支給する場合においては <u>1 0 0 分の 2 2 2. 5</u> を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第 2 条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（次項において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 7 1 号

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正)
第 1 条 美濃加茂市職員の給与に関する条例 (昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 2 3 号)
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第 2 1 条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 7 項第 3 号において同じ。) に	(勤勉手当) 第 2 1 条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 7 項第 3 号において同じ。) に

において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）、12月に支給する場合においては100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の40（特定管理職員にあつては、100分の50）、12月に支給する場合においては100分の45（特定管理職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

附 則

1～9 （略）

10 附則第7項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に6月に支給する場合においては100分の1.275（特定管理職員にあつては、100分の1.575）、12月に支給する場合においては100分の1.425（特定管理職員にあつては、100分の1.725）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に6月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員

において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40（特定管理職員にあつては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

附 則

1～9 （略）

10 附則第7項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275（特定管理職員にあつては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

にあつては、100分の105）、12
月に支給する場合においては100分の
95（特定管理職員にあつては、100
分の115）を乗じて得た額）の総額に
 相当する額を減じた額とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

（単位：円）

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200

23	173, 900	230, 300	263, 200	305, 900	334, 600	363, 400	412, 000
24	176, 500	231, 900	264, 900	308, 000	336, 700	365, 300	413, 900
25	179, 200	233, 100	266, 900	309, 700	338, 100	367, 300	415, 700
26	180, 900	234, 600	268, 800	311, 800	340, 000	369, 200	417, 200
27	182, 600	236, 000	270, 600	313, 800	341, 900	371, 200	418, 700
28	184, 300	237, 300	272, 400	315, 800	343, 800	373, 200	420, 300
29	185, 800	238, 600	274, 100	317, 600	345, 500	374, 700	421, 900
30	187, 600	239, 800	276, 000	319, 600	347, 400	376, 500	423, 200
31	189, 400	240, 800	277, 900	321, 700	349, 300	378, 300	424, 500
32	191, 100	242, 000	279, 600	323, 800	351, 100	379, 900	425, 700
33	192, 700	243, 300	281, 200	325, 100	353, 000	381, 700	426, 900
34	194, 200	244, 500	283, 100	327, 100	354, 800	383, 100	428, 200
35	195, 700	245, 700	284, 900	329, 000	356, 600	384, 600	429, 500
36	197, 200	247, 000	286, 800	331, 100	358, 300	386, 200	430, 700
37	198, 500	247, 900	288, 400	333, 000	359, 700	387, 600	431, 900
38	199, 800	249, 300	290, 100	334, 900	361, 000	388, 800	432, 700
39	201, 100	250, 700	291, 900	336, 900	362, 400	390, 000	433, 500
40	202, 400	252, 200	293, 700	338, 800	363, 800	391, 100	434, 300
41	203, 700	253, 600	295, 300	340, 700	365, 100	392, 200	434, 900
42	205, 000	255, 000	297, 000	342, 600	366, 000	393, 400	435, 600
43	206, 300	256, 400	298, 500	344, 400	367, 100	394, 600	436, 300
44	207, 600	257, 700	300, 100	346, 300	368, 200	395, 700	437, 000
45	208, 800	258, 900	301, 700	347, 800	369, 000	396, 400	437, 800
46	210, 100	260, 200	303, 400	349, 200	369, 900	397, 100	438, 600
47	211, 400	261, 600	305, 000	350, 700	370, 800	397, 800	439, 000
48	212, 700	262, 900	306, 700	352, 200	371, 700	398, 500	439, 700
49	213, 800	264, 100	307, 700	353, 800	372, 600	399, 100	440, 200
50	214, 900	265, 200	309, 200	354, 600	373, 400	399, 700	440, 600
51	215, 900	266, 500	310, 700	355, 800	374, 200	400, 200	441, 000
52	217, 000	267, 800	312, 300	356, 800	375, 000	400, 600	441, 400
53	218, 100	268, 800	313, 900	357, 700	375, 700	401, 000	441, 800
54	219, 100	269, 900	315, 500	358, 800	376, 400	401, 300	442, 200
55	220, 000	271, 200	317, 100	359, 700	377, 100	401, 600	442, 600
56	221, 000	272, 500	318, 600	360, 800	377, 800	401, 900	442, 900
57	221, 500	273, 500	320, 100	361, 700	378, 300	402, 200	443, 200
58	222, 400	274, 500	321, 300	362, 400	378, 900	402, 500	443, 600

59	223, 200	275, 400	322, 500	363, 100	379, 500	402, 800	443, 900
60	224, 100	276, 500	323, 700	363, 800	380, 200	403, 100	444, 200
61	224, 800	277, 600	324, 400	364, 200	380, 600	403, 400	444, 500
62	225, 800	278, 600	325, 300	364, 800	381, 300	403, 700	
63	226, 600	279, 500	326, 100	365, 500	381, 900	404, 000	
64	227, 500	280, 500	326, 900	366, 200	382, 500	404, 300	
65	228, 200	281, 100	327, 800	366, 500	382, 900	404, 600	
66	229, 000	282, 000	328, 200	367, 200	383, 500	404, 900	
67	229, 900	282, 700	328, 900	367, 900	384, 100	405, 200	
68	231, 000	283, 600	329, 700	368, 600	384, 700	405, 500	
69	231, 700	284, 600	330, 500	368, 900	385, 100	405, 700	
70	232, 400	285, 400	331, 200	369, 500	385, 600	406, 000	
71	233, 000	286, 200	331, 900	370, 200	386, 100	406, 300	
72	233, 800	287, 000	332, 600	370, 800	386, 700	406, 600	
73	234, 600	287, 800	333, 100	371, 100	387, 000	406, 800	
74	235, 300	288, 300	333, 700	371, 700	387, 400	407, 100	
75	236, 000	288, 700	334, 200	372, 400	387, 800	407, 400	
76	236, 600	289, 200	334, 800	373, 000	388, 200	407, 600	
77	237, 300	289, 300	335, 100	373, 400	388, 500	407, 800	
78	238, 100	289, 700	335, 600	373, 900	388, 800	408, 100	
79	238, 900	289, 900	336, 000	374, 500	389, 100	408, 400	
80	239, 600	290, 300	336, 500	375, 000	389, 400	408, 600	
81	240, 200	290, 500	336, 900	375, 500	389, 600	408, 800	
82	240, 900	290, 700	337, 400	376, 100	389, 900	409, 100	
83	241, 600	291, 100	337, 900	376, 600	390, 200	409, 400	
84	242, 300	291, 400	338, 400	376, 900	390, 400	409, 600	
85	242, 900	291, 700	338, 700	377, 300	390, 600	409, 800	
86	243, 600	292, 000	339, 100	377, 800	390, 900		
87	244, 300	292, 300	339, 600	378, 200	391, 200		
88	245, 000	292, 700	340, 000	378, 600	391, 400		
89	245, 600	293, 000	340, 300	379, 000	391, 600		
90	246, 100	293, 400	340, 700	379, 500	391, 900		
91	246, 400	293, 700	341, 200	379, 900	392, 200		
92	246, 800	294, 100	341, 600	380, 300	392, 400		
93	247, 100	294, 200	341, 800	380, 600	392, 600		
94		294, 400	342, 200				

	95		294, 800	342, 700				
	96		295, 200	343, 100				
	97		295, 400	343, 200				
	98		295, 700	343, 700				
	99		296, 100	344, 100				
	100		296, 500	344, 400				
	101		296, 700	344, 700				
	102		297, 000	345, 100				
	103		297, 400	345, 500				
	104		297, 700	345, 900				
	105		297, 900	346, 400				
	106		298, 200	346, 800				
	107		298, 600	347, 200				
	108		298, 900	347, 600				
	109		299, 100	348, 100				
	110		299, 500	348, 500				
	111		299, 900	348, 800				
	112		300, 200	349, 100				
	113		300, 300	349, 600				
	114		300, 600					
	115		300, 900					
	116		301, 300					
	117		301, 500					
	118		301, 700					
	119		302, 000					
	120		302, 300					
	121		302, 700					
	122		302, 900					
	123		303, 200					
	124		303, 500					
	125		303, 800					
再任用職員		187, 300	214, 800	254, 800	274, 200	289, 300	314, 700	356, 400

第2条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第7項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5（特定管理職員にあつては、100分の52.5）</u>を乗じて得た額の総額	(勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第7項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）、12月に支給する場合においては100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の40（特定管理職員にあつては、100分の50）、12月に支給する場合においては100分の45（特定管理職員にあつては、100分の55）</u>を

	乗じて得た額の総額
3～5 (略)	3～5 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（美濃加茂市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項及び附則第10項の改正を除く。）による改正後の給与条例の規定は、平成29年4月1日から適用し、第1条の規定（給与条例第21条第2項及び附則第10項の改正に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成29年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年美濃加茂市条例第34号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第7項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第7項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

議第 7 2 号

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）
第 1 条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（給与条例の適用除外等） 第 9 条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項及び第 2 0 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 号）第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第 2 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 2. 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 6 2. 5」と、「1 0 0 分の 1 3 7. 5」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 6 7. 5</u>」とする。 別表（第 7 条関係）	（給与条例の適用除外等） 第 9 条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項及び第 2 0 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 号）第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第 2 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 2. 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 6 2. 5」と、「1 0 0 分の 1 3 7. 5」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 6 2. 5</u>」とする。 別表（第 7 条関係）

特定任期付職員給料表		特定任期付職員給料表	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	373,000	1	372,000
2	421,000	2	420,000
3～6	(略)	3～6	(略)

第2条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年美濃加茂市条例第2号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。	(給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年美濃加茂市条例第2号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。

附 則

(施行期日等)

- この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項の改正を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、平成29年4月1日から適用し、第1条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 第1条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、

第1条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議第 7 3 号

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年美濃加茂市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(同居の承認) 第 1 2 条 （略） 2 （略） 3 前項に規定するもののほか、第 1 項の承認をする場合の基準その他必要な事項については、公営住宅法施行規則（昭和 2 6 年建設省令第 1 9 号。以下「省令」という。） <u>第 1 1 条</u> の規定に定めるもののほか、規則で定める。	(同居の承認) 第 1 2 条 （略） 2 （略） 3 前項に規定するもののほか、第 1 項の承認をする場合の基準その他必要な事項については、公営住宅法施行規則（昭和 2 6 年建設省令第 1 9 号。以下「省令」という。） <u>第 1 0 条</u> の規定に定めるもののほか、規則で定める。
(入居の承継) 第 1 3 条 （略） 2 （略） 3 前項に規定するもののほか、第 1 項の承認をする場合の基準その他必要な事項については、 <u>省令第 1 2 条</u> の規定に定めるもののほか、規則で定める。	(入居の承継) 第 1 3 条 （略） 2 （略） 3 前項に規定するもののほか、第 1 項の承認をする場合の基準その他必要な事項については、 <u>省令第 1 1 条</u> の規定に定めるもののほか、規則で定める。
(収入の申告等)	(収入の申告等)

第15条 (略) 2 前項に規定する収入の申告は、<u>省令第7条</u>に規定する方法のほか、規則に定める方法によるものとする。 (敷金) 第19条 (略) 2 市長は、<u>第16条各号</u>の一に掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。 (市営住宅建替事業に係る家賃の特例) 第39条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、<u>令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。 (市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例) 第40条 市長は、法第44条第3項の規定による用途の廃止による市営住宅の除去に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、<u>令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。	第15条 (略) 2 前項に規定する収入の申告は、<u>省令第8条</u>に規定する方法のほか、規則に定める方法によるものとする。 (敷金) 第19条 (略) 2 市長は、<u>第16条の各号</u>の一に掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。 (市営住宅建替事業に係る家賃の特例) 第39条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。 (市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例) 第40条 市長は、法第44条第3項の規定による用途の廃止による市営住宅の除去に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。
---	--

(使用料) 第60条 (略) 2 市長は、<u>前項</u>の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。	(使用料) 第60条 (略) 2 市長は、<u>第1項</u>の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 7 4 号

美濃加茂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市個人情報保護条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市個人情報保護条例の一部を改正する条例

美濃加茂市個人情報保護条例（平成 1 1 年美濃加茂市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第 1 条 この条例は、自己に関する<u>個人情報</u>の開示及び訂正等を請求する権利を明らかにし、適正な個人情報の取扱いについての基本的事項を定めることにより、個人の権利利益を保護し、市民と市との信頼関係を深め、一層公正で開かれた市政を推進することを目的とする。 （定義） 第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 （1）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>議会及び公営企業</u>をいう。 （2）個人情報 個人に関する情報であつて、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u>	（目的） 第 1 条 この条例は、自己に関する<u>個人情報等</u>（以下「<u>自己情報</u>」という。）の開示及び訂正等を請求する権利を明らかにし、適正な個人情報の取扱いについての基本的事項を定めることにより、個人の権利利益を保護し、市民と市との信頼関係を深め、一層公正で開かれた市政を推進することを目的とする。 （定義） 第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 （1）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会<u>及び議会</u>をいう。 （2）個人情報 個人に関する情報（<u>事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報</u>

を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されるもの又は記録されたものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるものの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利

(3) 個人情報等 個人情報に該当しない特定個人情報を含む個人情報をいう。

用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報という。

(5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（美濃加茂市情報公開条例（平成11年美濃加茂市条例第20号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

(6) （略）

(7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(8) 情報提供等記録 特定個人情報のうち番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報という。

(9) （略）

(4) （略）

(5) 情報提供等記録 特定個人情報のうち番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(6) （略）

(10) (略)

(11) (略)

(12) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護が重要であることを認識し、適正な個人情報の取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(個人情報の保有の制限等)

第6条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合に

(7) (略)

(8) (略)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報等の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報等の保護に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報等の保護が重要であることを認識し、適正な個人情報等の取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、個人情報等の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(収集等の一般的制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集、保管又は利用（以下「収集等」という。）に当たっては、その所掌する事務の目的達成に必要な最小限の範囲で取り扱わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令及び条例（以下「法令等」という。）に定めのあるとき又は美濃加茂市個人情報保護審査会（第24条第1項を除き、以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で正当な事務の実施のために必要であると実施機関が認めるときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項

(3) その他基本的人権を損なうおそれがあると認められる事項

は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(収集方法の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、利用目的を明らかにし、本人から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

(1) (略)

(2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めがあるとき。

(3) (略)

(4) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が美濃加茂市個人情報保護審査会（第24条第1項を除き、以下「審査会」という。）の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

3 (略)

4 本人の代理人が申請行為その他これに類する行為を行った場合は、第1項の規定により収集されたものとみなす。

5 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めのあるとき又は審査会の意見を聴いた上で正当な事務の実施のために必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

(収集方法の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集する目的を明らかにし、当該個人情報の帰属する者（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

(1) (略)

(2) 法令等の定めがあるとき。

(3) (略)

(4) 個人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

3 (略)

4 本人又はその代理人が申請行為その他これに類する行為を行った場合は、第1項の規定により収集されたものとみなす。

(特定個人情報以外の個人情報の利用及び

第8条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条、第15条、第16条、第17条第1項及び第19条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供をすることができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) (略)

3 (略)

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。

提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報等（特定個人情報を除く。）の収集等の目的を超えた利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供をすることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 個人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) (略)

3 (略)

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のため

以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。

3・4 (略)

(適正管理)

第9条 実施機関は、個人情報の保護を図るため、個人情報の管理責任者を定めるとともに、個人情報の適正な管理のため次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止すること。

(2) 保有個人情報を常に正確かつ最新のものとする。

2 (略)

(職員等の義務)

第10条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報取扱事務の登録等)

第11条 実施機関は、個人情報の収集、保管又は利用(以下「収集等」という。以下この条において同じ。)に係る事務について、次に掲げる事項を記載した個人情報事務登録簿を備えなければならない。ただし、簡易又は一時的な個人情報その他規則で定めるものについては、この限りでない。

(1)～(4) (略)

(5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(6) (略)

(7) (略)

に特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。

3・4 (略)

(適正管理)

第9条 実施機関は、個人情報等の収集等をするときは、個人情報等の管理責任者を定めるとともに、個人情報等の適正な管理のため次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) 個人情報等の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。

(2) 個人情報等を常に正確かつ最新のものとする。

2 (略)

(職員等の義務)

第10条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報取扱事務の登録等)

第11条 実施機関は、個人情報の収集等に係る事務について、次に掲げる事項を記載した個人情報事務登録簿を備えなければならない。ただし、簡易又は一時的な個人情報その他規則で定めるものについては、この限りでない。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

2～4 (略)

(特定個人情報ファイルの保有等に関する
事前通知)

第11条の3 実施機関は、特定個人情報フ
ァイルを保有しようとするときは、あらかじ
め、審査会に対し、次に掲げる事項を通知し
なければならない。通知した事項を変更しよ
うとするときも、同様とする。

(1)～(7) (略)

(8) 第13条、第14条又は第16条の2の
規定による請求を受理する組織の名称及
び所在地

(9)・(10) (略)

2・3 (略)

(開示の請求)

第13条 市民は、保有個人情報のうち、自己
を本人とする保有個人情報の閲覧又は写し
の交付（以下「開示」という。）を当該実施
機関に対して請求することができる。

2～4 (略)

(特定個人情報ファイルの保有等に関する
事前通知)

第11条の3 実施機関は、特定個人情報フ
ァイルを保有しようとするときは、あらかじ
め、審査会に対し、次に掲げる事項を通知し
なければならない。通知した事項を変更しよ
うとするときも、同様とする。

(1)～(7) (略)

(8) 第13条第1項、第14条又は第16条
の2の規定による請求を受理する組織の
名称及び所在地

(9)・(10) (略)

2・3 (略)

(開示の請求)

第13条 市民は、実施機関の保有している自
己情報の閲覧又は写しの交付（以下「開示」
という。）を当該実施機関に対して請求する
ことができる。

2 実施機関は、開示請求に係る自己情報が次
の各号のいずれかに該当するときは、その全
部又は一部について開示しないことができ
る。

(1) 法令等の規定により、開示することがで
きないと認められるもの

(2) 個人の評価、診断、判定及び選考に関す
る情報であつて、本人に知らせないことが
正当であると認められるもの

(3) 前項に規定する開示を請求した者以外
の者の個人情報を含む情報であつて、開示
することにより、当該開示を請求した者以
外の者の正当な利益が損なわれると認め
られるもの

(4) 法人等に関する情報又は事業を営む個

人の当該事業に関する情報を含む情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められるもの（ただし、公益上、開示することが必要であると認められるものを除く。）

(5) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又はこれらに準ずる団体をいう。以下同じ。）との間における調査、研究、検討、審議等の意思形成過程における情報であって、開示することにより公正又は適正な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの

(6) 市と国等との間における照会、回答、依頼、委任、協議等により作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

(7) 市又は国等の機関が行う監査、検査、取締りの計画又は訴訟若しくは交渉の方針、用地買収計画その他の事務若しくは事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の公正又は適正な執行を著しく妨げるおそれのあるもの

(8) 開示することにより、個人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

3 実施機関は、個人情報に前項各号のいずれかに該当する自己情報とそれ以外の自己情報とが併せて記録されている場合において、これらの部分を容易に、かつ、請求の趣旨が損われない程度に合理的に分離できるときは、同項各号のいずれかに該当する部分を除いて、開示しなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第13条の2 実施機関は、開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の規定により、開示することができないと認められるもの

(2) 個人の評価、診断、判定及び選考に関する情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの

(3) 開示請求をした者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求をした者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求をした者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求をした者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求をした者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第

1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他政党な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (5) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人をいう。以下同じ。）との間における調査、研究、検討、審議等の意思形成過程における情報であ

って、開示することにより公正又は適正な
意思形成に著しい支障が生ずると認めら
れるもの

(6) 市又は国等が行う事務又は事業に関す
る情報であって、開示することにより、次
に掲げるおそれその他当該事務又は事業
の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行
に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の
賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正
確な事実の把握を困難にするおそれ又
は違法若しくは不当な行為を容易にし、
若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関
し、国、独立行政法人等、地方公共団体
又は地方独立行政法人の財産上の利益
又は当事者としての地位を不当に害す
るおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正
かつ能率的な遂行を不当に阻害するお
それ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ
円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそ
れ

オ 独立行政法人等、本市若しくは他の地
方公共団体が経営する企業又は地方独
立行政法人に係る事業に関し、その企業
経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 開示することにより、人の生命、身体、
財産等の保護その他公共の安全と秩序の
維持に支障が生ずるおそれのある情報

(部分開示)

第13条の3 実施機関は、開示請求に係る保
有個人情報に不開示情報が含まれている場
合において、不開示情報に該当する部分を容
易に区分して除くことができるときは、開示

請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求をした者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求をした者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第13条の4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第13条の5 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第13条の6 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第7条第2項第4号に該当する場合におけ

る当該利用目的については、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正の請求）

第14条 市民は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実ではないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

（消去の請求）

第15条 市民は、自己を本人とする保有個人情報が第6条に規定する制限を超えて保有され、又は第7条第1項若しくは第2項の規定によらないで収集されたものであると認めるときは、実施機関に対しその消去を請求することができる。

（目的外利用及び外部提供の停止の請求）

第16条 市民は、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停

（訂正の請求）

第14条 市民は、実施機関が保有している自己情報の事実に関する事項に誤りがあると認めるときは、実施機関に対しその訂正を請求することができる。

（消去の請求）

第15条 市民は、実施機関が保有している自己情報（特定個人情報を除く。次条において同じ。）が第6条に規定する制限を超えて収集等され、又は第7条第1項若しくは第2項の規定によらないで収集されたものであると認めるときは、実施機関に対しその消去を請求することができる。

（目的外利用及び外部提供の停止の請求）

第16条 市民は、実施機関が保有している自己情報が第8条第1項及び第2項の規定によらないで目的外利用若しくは外部提供され、又はされようとしていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用又は外部提供の停止を請求することができる。

止」という。）に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第6条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき
当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

(特定個人情報の利用停止の請求)

第16条の2 市民は、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、利用の停止若しくは消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 第6条第2項の規定に違反して保有されているとき。

(2) 第7条第2項の規定に違反して収集されたとき。

(3) (略)

(4) 第8条の3の規定に違反して提供されているとき。

(5) (略)

(6) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録したとき。

2 市民は、当該特定個人情報を保有する実施機関が第8条第2項又は第8条の3の規定に違反して特定個人情報を外部に提供され

(特定個人情報の利用停止の請求)

第16条の2 市民は、自己情報のうち特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、利用の停止若しくは消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 第6条及び第7条第2項の規定に違反して収集されたとき。

(2) (略)

(3) (略)

(4) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録したとき。

2 市民は、当該特定個人情報を保有する実施機関が第8条第2項又は番号法第19条の規定に違反して特定個人情報を外部に提供

ていると思料するときは、その実施機関に対し、外部提供の停止を請求することができる。

(法定代理人等による請求)

第17条 保有個人情報にあっては、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって第13条に規定する開示、第14条に規定する訂正、第15条に規定する消去、第16条に規定する目的外利用若しくは外部提供の停止又は利用停止の請求をすることができる。

2 保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「法定代理人等」という。）は本人に代わって第13条に規定する開示、第14条に規定する訂正、前条の規定する利用停止の請求をすることができる。

(開示等の請求の方法)

第18条 第13条、第14条、第15条、第16条及び第16条の2に規定する自己を本人とする保有個人情報の開示等の請求をしようとする者は、本人又はその法定代理人等であることを明らかにして、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 開示等の請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示等の請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項

(3) (略)

されていると思料するときは、その実施機関に対し、外部提供の停止を請求することができる。

(法定代理人等による請求)

第17条 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 (特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「法定代理人等」という。) は、本人に代わって第13条第1項に規定する開示、第14条に規定する訂正、第15条に規定する消去、第16条に規定する目的外利用若しくは外部提供の停止又は利用停止 (以下「自己情報の開示等」という。) の請求をすることができる。

(自己情報の開示等の請求の方法)

第18条 自己情報の開示等の請求をしようとする者は、本人又はその法定代理人等であることを明らかにして、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項

(3) (略)

2 実施機関は、請求書に形式上の不備がある
と認めるときは、開示等の請求をした者（以
下「開示請求者」という。）に対し、相当の
期間を定めて、その補正を求めることがで
きる。

（利用等の停止）

第19条 実施機関は、前条の規定により、自
己を本人とする保有個人情報の開示等の請
求をしようとする者から保有個人情報の訂
正、消去、目的外利用若しくは外部提供の停
止又は利用停止の請求があったときは、次条
の規定による決定をするまでの間、当該保有
個人情報の利用又は目的外利用若しくは外
部提供を停止しなければならない。ただし、
停止によって実施機関の正当な職務執行に
支障が生じる場合は、この限りでない。

（開示等の請求に対する決定等）

第20条 実施機関は、第18条第1項に規定
する請求書の提出があったときは、当該請求
書を受け付けた日から起算して開示の請求
にあっては15日以内（保有特定個人情報に
係る開示の請求にあっては30日以内）に、
訂正、消去、目的外利用若しくは外部提供の
停止又は利用停止の請求にあっては30日
以内に当該請求に係る保有個人情報の開示
等の諾否の決定をしなければならない。ただ
し、同条第2項の規定により補正を求めた場
合にあっては、当該補正に要した日数は、当
該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速
やかに、書面により当該決定の内容を、請求
書を提出した者（以下「請求者」という。）
に通知しなければならない。ただし、当該請
求書を受け付けた日に、請求に係る保有個人
情報の開示の決定をし、当該保有個人情報の

（自己情報の利用等の停止）

第19条 実施機関は、前条の規定により、自
己情報の開示等の請求をしようとする者か
ら自己情報の訂正、消去、目的外利用若しく
は外部提供の停止又は利用停止の請求があ
ったときは、次条の規定による決定をするま
での間、当該自己情報の利用又は目的外利用
若しくは外部提供を停止しなければならない。
ただし、停止によって実施機関の正当な
職務執行に支障が生じる場合は、この限りで
ない。

（自己情報の開示等の請求に対する決定等）

第20条 実施機関は、第18条に規定する請
求書の提出があったときは、当該請求書を受
け付けた日から起算して開示の請求にあっ
ては15日以内（特定個人情報に係る開示の
請求にあっては30日以内）に、訂正、消去
又は停止若しくは利用停止の請求にあって
は30日以内に当該請求に係る自己情報の
開示等の諾否の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速
やかに、書面により当該決定の内容を、請求
書を提出した者（以下「請求者」という。）
に通知しなければならない。ただし、当該請
求書を受け付けた日に、請求に係る自己情報
の開示の決定をし、当該自己情報を開示する

<u>開示等</u>をするときは、この限りでない。 3 (略) 4 実施機関は、<u>保有個人情報</u>の開示等をしない旨の決定（<u>第13条の3</u>の規定に基づき、開示請求に係る個人情報の一部を開示しないこととする場合の当該開示しない旨の決定を含む。）をしたときは、第2項に規定する書面にその理由を記さなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該書面にその期日を併せて記載するものとする。 (開示等の方法) 第21条 実施機関は、<u>保有個人情報</u>の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに、請求者に対し当該<u>保有個人情報</u>の開示をしなければならない。 2 <u>保有個人情報</u>の開示は、実施機関が前条第2項に規定する通知の際に指定する日時及び場所で行うものとする。 3 実施機関は、<u>保有個人情報</u>を閲覧させることにより当該<u>保有個人情報</u>が汚損し、又は破損するおそれがあるとき、<u>第13条の3</u>の規定により<u>保有個人情報</u>の部分開示をするときその他相当の理由があるときは、当該<u>保有個人情報</u>の写しにより開示することができる。 4 実施機関は、<u>保有個人情報</u>の訂正、消去、目的外利用若しくは外部提供の停止又は利用停止をする旨の決定を行ったときは、速やかに、その旨の必要な措置を講じなければならない。 (費用負担) 第22条 <u>保有個人情報</u>の開示等に係る手数料	ときは、この限りでない。 3 (略) 4 実施機関は、<u>自己情報</u>の開示等をしない旨の決定（<u>第13条第3項</u>の規定に基づき、開示請求に係る個人情報の一部を開示しないこととする場合の当該開示しない旨の決定を含む。）をしたときは、第2項に規定する書面にその理由を記さなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該書面にその期日を併せて記載するものとする。 (<u>自己情報</u>の開示等の方法) 第21条 実施機関は、<u>自己情報</u>の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに、請求者に対し当該<u>自己情報</u>の開示をしなければならない。 2 <u>自己情報</u>の開示は、実施機関が前条第2項に規定する通知の際に指定する日時及び場所で行うものとする。 3 実施機関は、<u>自己情報</u>を閲覧させることにより当該<u>自己情報</u>が汚損し、又は破損するおそれがあるとき、<u>第13条第3項</u>の規定により<u>自己情報</u>の部分開示をするときその他相当の理由があるときは、当該<u>自己情報</u>の写しにより開示することができる。 4 実施機関は、<u>自己情報</u>の訂正、消去、目的外利用若しくは外部提供の停止又は利用停止をする旨の決定を行ったときは、速やかに、その旨の必要な措置を講じなければならない。 (費用負担) 第22条 <u>自己情報</u>の開示等に係る手数料は、
--	---

料は、無料とする。

- 2 保有個人情報の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第22条の2 保有個人情報の開示等の請求について実施機関が行った決定又は保有個人情報の開示等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査請求があった場合の手続）

第23条 実施機関は、保有個人情報の開示等の請求について実施機関が行った決定又は保有個人情報の開示等の請求に係る不作為に関し、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問し、その答申を経て当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) （略）
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（保有個人情報の開示について第三者から反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の消去をすることとする場合
- (5) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の目的外利

無料とする。

- 2 自己情報の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第22条の2 自己情報の開示等の請求について実施機関が行った決定又は自己情報の開示等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査請求があった場合の手続）

第23条 実施機関は、自己情報の開示等の請求について実施機関が行った決定又は自己情報の開示等の請求に係る不作為に関し、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問し、その答申を経て当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) （略）
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の全部を開示することとする場合（個人情報の開示について第三者から反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の消去をすることとする場合
- (5) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の目的外利用及

用及び外部提供の停止をすることとする場合 (6) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る<u>保有特定個人情報</u>の利用停止をすることとする場合 2 (略) (個人情報保護審査会) 第24条 (略) 2～5 (略) 6 審査会は、審査のため必要があると認めた場合には、<u>審査請求人</u>、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、資料の提出を求め、又は必要な調査をすることができる。 7・8 (略) (他の法令との調整等) 第26条 この条例は、他の法令等の規定により<u>個人情報</u>(特定個人情報を除く。)の開示、訂正、消去又は<u>目的外利用若しくは外部提供の停止</u>に関する手続が定められている場合については、適用しない。 2 (略) (実施状況の公表) 第28条 市長は、毎年1回、各実施機関の<u>保有個人情報</u>の開示等について実施状況を取りまとめ、公表するものとする。 (委任) 第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。 (罰則) 第30条 (略) 第31条 前条各号に規定する者が、その業務	び外部提供の停止をすることとする場合 (6) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る<u>特定個人情報</u>の利用停止をすることとする場合 2 (略) (個人情報保護審査会) 第24条 (略) 2～5 (略) 6 審査会は、審査のため必要があると認めた場合には、<u>不服申立人</u>、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、資料の提出を求め、又は必要な調査をすることができる。 7・8 (略) (他の法令との調整等) 第26条 この条例は、他の法令等の規定により<u>個人情報等</u>(特定個人情報を除く。)の開示、訂正、消去又は停止に関する手続が定められている場合については、適用しない。 2 (略) (実施状況の公表) 第28条 市長は、毎年1回、各実施機関の<u>自己情報</u>の開示等について実施状況を取りまとめ、公表するものとする。 (委任) 第29条 <u>この条例に定めるもののほか</u>、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。 (罰則) 第30条 (略) 第31条 前条各号に規定する者が、その業務
---	--

に関して知り得た<u>保有個人情報</u>を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第35条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく<u>保有個人情報</u>の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。	に関して知り得た<u>個人情報等</u>を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第35条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく<u>個人情報等</u>の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。
--	--

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第 7 5 号

平成 2 9 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 7 号）

平成 2 9 年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 0, 3 3 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1, 3 2 6, 3 2 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,208,806	31,363	2,240,169
	1 国庫負担金	1,915,810	18,947	1,934,757
	2 国庫補助金	278,808	12,416	291,224
15 県支出金		1,224,706	10,973	1,235,679
	2 県補助金	355,985	10,973	366,958
17 寄附金		516,128	1,200	517,328
	1 寄附金	516,128	1,200	517,328
19 繰越金		1,017,924	7,699	1,025,623
	1 繰越金	1,017,924	7,699	1,025,623
21 市債		1,063,900	9,100	1,073,000
	1 市債	1,063,900	9,100	1,073,000
歳入合計		21,265,987	60,335	21,326,322

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		171,806	707	172,513
	1 議 会 費	171,806	707	172,513
2 総 務 費		4,050,280	38,199	4,088,479
	1 総務管理費	3,567,388	48,982	3,616,370
	2 徴 税 費	330,895	△3,557	327,338
	3 戸籍住民基本台帳費	87,226	2,214	89,440
	4 選 挙 費	49,159	△9,922	39,237
	6 監査委員費	13,263	482	13,745
3 民 生 費		7,009,569	53,064	7,062,633
	1 社会福祉費	3,621,142	13,630	3,634,772
	2 児童福祉費	3,026,811	36,312	3,063,123
	3 生活保護費	361,416	3,122	364,538
4 衛 生 費		1,378,087	△15,527	1,362,560
	1 保健衛生費	536,432	△15,527	520,905
5 農林業費		643,756	△2,402	641,354
	1 農 業 費	430,217	△2,402	427,815
6 商 工 費		814,925	807	815,732
	1 商 工 費	814,925	807	815,732
7 土 木 費		2,094,782	△2,528	2,092,254
	1 土木管理費	11,904	53	11,957
	2 道路橋りょう費	515,795	△4,568	511,227
	3 河 川 費	93,906	△213	93,693
	4 都市計画費	1,440,233	2,200	1,442,433
8 消 防 費		760,420	2,512	762,932
	1 消 防 費	760,420	2,512	762,932
9 教 育 費		2,635,089	△14,497	2,620,592
	1 教育総務費	392,125	580	392,705
	5 社会教育費	509,339	△2,802	506,537
	6 保健体育費	955,119	△12,275	942,844
歳 出 合 計		21,265,987	60,335	21,326,322

第2表

地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
旧伊深村役場庁舎改修事業	千円 9,100	証書借入	年1.8%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
14			国庫支出金	2,208,806	31,363	2,240,169
	1		国庫負担金	1,915,810	18,947	1,934,757
		1	民生費国庫負担金	1,812,110	18,947	1,831,057
	2		国庫補助金	278,808	12,416	291,224
		1	総務費国庫補助金	5,995	12,416	18,411

(一般会計)

(単位：千円)

[illegible]

(款) 15 県支出金
(項) 2 県補助金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
15			県支出金	1, 224, 706	10, 973	1, 235, 679
	2		県補助金	355, 985	10, 973	366, 958
		1	総務費県補助金	7, 230	1, 500	8, 730
		2	民生費県補助金	263, 874	9, 473	273, 347

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費補助金	1,500	1 清流の国ぎふ推進補助金（Caminho推進事業）
3 児童福祉費補助金	9,473	1 子ども・子育て支援事業補助金

(款) 17 寄 附 金
(項) 1 寄 附 金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
17			寄 附 金	516,128	1,200	517,328
	1		寄 附 金	516,128	1,200	517,328
		2	総務費寄附金	2,683	1,000	3,683
		3	民生費寄附金	1,001	200	1,201

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費 寄附金	1,000	1 総務管理費寄附金
1 児童福祉費 寄附金	200	1 児童福祉費寄附金

(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
19			繰越金	1,017,924	7,699	1,025,623
	1		繰越金	1,017,924	7,699	1,025,623
		1	繰越金	1,017,924	7,699	1,025,623

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	7,699	1 前年度繰越金

(款) 21 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
21			市 債	1,063,900	9,100	1,073,000
	1		市 債	1,063,900	9,100	1,073,000
		5	総 務 債	0	9,100	9,100

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理債	9,100	1 旧伊深村役場庁舎改修事業

3 歳 出

(款) 1 議 会 費
(項) 1 議 会 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1			議 会 費	171,806	707	172,513		707
	1		議 会 費	171,806	707	172,513		707
		1	議 会 費	171,806	707	172,513		707

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	707	議員報酬	議員費 707

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
2			総 務 費	4,050,280	38,199	4,088,479	24,016	14,183
	1		総務管理費	3,567,388	48,982	3,616,370	21,802	27,180
		1	一般管理費	791,164	21,048	812,212		21,048
	6	企 画 費	1,114,654	6,500	1,121,154	県支出金 1,500	5,000	
	7	市民まちづくり推進費	52,455	21,434	73,889	国庫支出金 10,202 市債 9,100 寄附金 1,000	1,132	
2		徴 税 費	330,895	△3,557	327,338		△3,557	
	1	税務総務費	175,582	△3,557	172,025		△3,557	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	5,100	一般職給	人件費 22,048 嘱託職員給 △1,000
3 職員手当等	20,948	扶養手当 2,105 地域手当 153 住居手当 △300 通勤手当 △470 時間外勤務手当 9,500 管理職手当 △3,979 期末手当 4,500 勤勉手当 4,900 児童手当 1,380 特別職退職手当負担金 263 一般職退職手当負担金 2,896	
4 共 済 費	△8,500	職員共済組合負担金 △4,000 嘱託職員健康保険等負担金 △4,500	
7 賃 金	3,500	嘱託職員賃金	
11 需 用 費	700	消耗品費 50 印刷製本費 650	Caminho推進事業 2,500 シティプロモーション事業 3,000 公共施設総合管理事業 1,000
13 委 託 料	5,800	パネル展開催等 3,000 ふるさと検定イベント 1,300 ふるさと検定問題作成支援 500 PPP／PFI導入検討講習会 1,000	
11 需 用 費	30	光熱水費	古民家活用事業 1,030 旧伊深村役場庁舎改修事業 20,404
13 委 託 料	1,000	室内外清掃・不用品処分 500 建物基礎調査 500	
15 工事請負費	20,404	旧伊深村役場庁舎改修	
2 給 料	△2,178	一般職給	人件費 △3,557
3 職員手当等	△799	扶養手当 340 地域手当 △55 住居手当 △119 通勤手当 115 期末手当 △600 勤勉手当 △200	

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	3		戸籍住民基本台帳費	87,226	2,214	89,440	2,214	
		1	戸籍住民基本台帳費	87,226	2,214	89,440	国庫支出金 2,214	
	4		選 挙 費	49,159	△9,922	39,237		△9,922
		3	市長選挙費	22,180	△9,922	12,258		△9,922
	6		監査委員費	13,263	482	13,745		482
		1	監査委員費	13,263	482	13,745		482

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
		児童手当 $\Delta 230$ 一般職退職手当負担金 $\Delta 50$	
4 共 済 費	$\Delta 580$	職員共済組合負担金	
13 委 託 料	2,214	個人番号制度関連システム改修	住民基本台帳事務 2,214
3 職員手当等	$\Delta 8,528$	時間外勤務手当	人件費 $\Delta 8,528$
7 賃 金	$\Delta 1,394$	臨時職員賃金	嘱託職員給 $\Delta 1,394$
2 給 料	100	一般職給	人件費 482
3 職員手当等	306	扶養手当 234 地域手当 3 通勤手当 $\Delta 69$ 期末手当 69 勤勉手当 64 一般職退職手当負担金 5	
4 共 済 費	76	職員共済組合負担金	

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
3			民 生 費	7,009,569	53,064	7,062,633	28,620	24,444
	1		社会福祉費	3,621,142	13,630	3,634,772		13,630
		1	社会福祉総務費	651,439	15,475	666,914		15,475
		7	国民年金費	18,666	△1,845	16,821		△1,845
2			児童福祉費	3,026,811	36,312	3,063,123	28,620	7,692
		2	児童手当費	1,347,787	736	1,348,523		736
3			児童保育費	696,911	42,122	739,033	国庫支出金 18,947 県支出金 9,473	13,702
		4	保育園施設費	722,164	△8,243	713,921	寄附金 200	△8,443

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	7,648	一般職給	人件費 15,475
3 職員手当等	5,668	扶養手当 △306 地域手当 230 住居手当 210 通勤手当 160 時間外勤務手当 300 管理職手当 785 期末手当 1,400 勤勉手当 1,650 一般職退職手当負担金 1,239	
4 共 済 費	2,159	職員共済組合負担金	
2 給 料	△700	一般職給	人件費 △1,845
3 職員手当等	△686	地域手当 △21 通勤手当 66 期末手当 △300 勤勉手当 △150 一般職退職手当負担金 △281	
4 共 済 費	△459	職員共済組合負担金	
2 給 料	287	一般職給	人件費 736
3 職員手当等	354	地域手当 9 時間外勤務手当 170 期末手当 61 勤勉手当 69 一般職退職手当負担金 45	
4 共 済 費	95	職員共済組合負担金	
19 負担金、補助及び交付金	37,895	民間保育所運営費負担金	私立保育園運営費等補助事業 42,122
23 償還金、利子及び割引料	4,227	国庫負担金等返還金	

(款) 3 民生費
(項) 2 兒童福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		5	カナリヤの家費	54,172	1,697	55,869		1,697
	3		生活保護費	361,416	3,122	364,538		3,122
		1	生活保護総務費	39,956	3,122	43,078		3,122

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	△5,500	一般職給	公立保育園施設管理運営事業 人件費 1,330 △9,573
3 職員手当等	△1,073	扶養手当 △120 地域手当 △165 住居手当 18 通勤手当 △281 時間外勤務手当 3,000 期末手当 △2,000 勤勉手当 △300 児童手当 △135 一般職退職手当負担金 △1,090	
4 共 済 費	△3,000	職員共済組合負担金	
18 備品購入費	260	スライドテント	
19 負担金、補助及び交付金	1,070	広域公立保育所給付費	
2 給 料	113	一般職給	人件費 1,697
3 職員手当等	1,279	扶養手当 216 地域手当 4 通勤手当 △24 時間外勤務手当 200 期末手当 78 勤勉手当 170 児童手当 240 一般職退職手当負担金 395	
4 共 済 費	305	職員共済組合負担金	
2 給 料	522	一般職給	人件費 3,122
3 職員手当等	2,198	扶養手当 432 地域手当 16 住居手当 100 時間外勤務手当 1,200 期末手当 215 勤勉手当 149 一般職退職手当負担金 86	
4 共 済 費	402	職員共済組合負担金	

(款) 4 衛 生 費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
4			衛 生 費	1,378,087	△15,527	1,362,560		△15,527
	1		保健衛生費	536,432	△15,527	520,905		△15,527
		1	保健衛生総務費	222,487	△15,527	206,960		△15,527

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	△8,000	一般職給	人件費 △15,527
3 職員手当等	△5,310	扶養手当 △144 地域手当 △240 住居手当 324 通勤手当 △40 期末手当 △2,500 勤勉手当 △1,550 児童手当 120 一般職退職手当負担金 △1,280	
4 共 済 費	△2,217	職員共済組合負担金	

(款) 5 農林業費
(項) 1 農業費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
5			農林業費	643,756	△2,402	641,354		△2,402
	1		農業費	430,217	△2,402	427,815		△2,402
		1	農業委員会費	34,799	△2,862	31,937		△2,862
		2	農業総務費	57,778	460	58,238		460

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	△1,300	一般職給	人件費 △2,862
3 職員手当等	△1,162	扶養手当 △114 地域手当 △39 期末手当 △268 勤勉手当 △268 児童手当 △265 一般職退職手当負担金 △208	
4 共 済 費	△400	職員共済組合負担金	
2 給 料	50	一般職給	人件費 460
3 職員手当等	410	扶養手当 96 地域手当 2 期末手当 28 勤勉手当 104 児童手当 180	

(款)	6	商工費
(項)	1	商工費

[illegible]

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	458	一般職給	人件費 807
3 職員手当等	533	扶養手当 120 地域手当 17 住居手当 300 通勤手当 △72 期末手当 132 勤勉手当 91 一般職退職手当負担金 △55	
4 共 済 費	△184	職員共済組合負担金	

(款) 7 土 木 費
(項) 1 土木管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
7			土 木 費	2,094,782	△2,528	2,092,254		△2,528
	1		土木管理費	11,904	53	11,957		53
		1	土木総務費	11,904	53	11,957		53
	2		道路橋りょう費	515,795	△4,568	511,227		△4,568
		1	道路維持費	224,862	△1,290	223,572		△1,290
		2	道路新設改良費	216,433	△3,278	213,155		△3,278
	3		河 川 費	93,906	△213	93,693		△213
		1	河川総務費	93,906	△213	93,693		△213
4			都市計画費	1,440,233	2,200	1,442,433		2,200
		1	都市計画総務費	237,893	2,200	240,093		2,200

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
3 職員手当等	53	勤勉手当	人件費 53
2 給 料	△200	一般職給	人件費 △1,290
3 職員手当等	△510	扶養手当 △140 地域手当 △6 住居手当 △200 期末手当 △66 勤勉手当 △66 一般職退職手当負担金 △32	
4 共 済 費	△580	職員共済組合負担金	
2 給 料	△1,100	一般職給	人件費 △3,278
3 職員手当等	△1,628	扶養手当 △348 地域手当 △30 期末手当 △300 勤勉手当 △250 一般職退職手当負担金 △700	
4 共 済 費	△550	職員共済組合負担金	
2 給 料	△100	一般職給	人件費 △213
3 職員手当等	△111	地域手当 △3 通勤手当 △26 期末手当 △25 勤勉手当 △17 一般職退職手当負担金 △40	
4 共 済 費	△2	職員共済組合負担金	
3 職員手当等	2,200	時間外勤務手当 2,000 児童手当 200	人件費 2,200

(款)	8	消防費
(項)	1	消防費

[illegible]

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	1,100	一般職給	人件費 2,512
3 職員手当等	1,094	扶養手当 166 地域手当 33 住居手当 288 通勤手当 △56 期末手当 284 勤勉手当 203 一般職退職手当負担金 176	
4 共 済 費	318	職員共済組合負担金	

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
9		教 育 費	2,635,089	△14,497	2,620,592		△14,497
	1	教育総務費	392,125	580	392,705		580
	2	事務局費	342,172	447	342,619		447
	3	教育センター費	47,695	133	47,828		133
	5	社会教育費	509,339	△2,802	506,537		△2,802
	1	社会教育総務費	36,240	156	36,396		156
	4	図書館費	109,290	△3,318	105,972		△3,318
	6	文化会館費	77,094	360	77,454		360
	6	保健体育費	955,119	△12,275	942,844		△12,275
	1	保健体育総務費	58,837	△2,925	55,912		△2,925

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
3 職員手当等	389	通勤手当 $\Delta 100$ 勤勉手当 310 児童手当 100 特別職期末手当 79	人件費 447
4 共 済 費	58	職員共済組合負担金	
3 職員手当等	133	勤勉手当	人件費 133
3 職員手当等	156	扶養手当	人件費 156
2 給 料	$\Delta 1,200$	一般職給	人件費 $\Delta 3,318$
3 職員手当等	$\Delta 1,468$	扶養手当 $\Delta 200$ 地域手当 $\Delta 36$ 期末手当 $\Delta 266$ 勤勉手当 $\Delta 266$ 一般職退職手当負担金 $\Delta 700$	
4 共 済 費	$\Delta 650$	職員共済組合負担金	
2 給 料	136	一般職給	人件費 360
3 職員手当等	208	地域手当 4 期末手当 46 勤勉手当 137 一般職退職手当負担金 21	
4 共 済 費	16	職員共済組合負担金	
2 給 料	$\Delta 1,200$	一般職給	人件費 $\Delta 2,925$
3 職員手当等	$\Delta 1,394$	扶養手当 $\Delta 400$ 地域手当 $\Delta 36$ 住居手当 $\Delta 100$ 期末手当 $\Delta 304$ 勤勉手当 $\Delta 304$ 一般職退職手当負担金 $\Delta 250$	

(款) 9 教育費
(項) 6 保健体育費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		2	保健体育施設費	351,501	△7,529	343,972		△7,529
		3	学校給食センター費	544,781	△1,821	542,960		△1,821

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
4 共 済 費	△331	職員共済組合負担金	
2 給 料	△3,900	一般職給	人件費 △7,529
3 職員手当等	△2,629	扶養手当 △300 地域手当 △117 期末手当 △794 勤勉手当 △794 一般職退職手当負担金 △624	
4 共 済 費	△1,000	職員共済組合負担金	
2 給 料	△700	一般職給	人件費 △1,821
3 職員手当等	△927	地域手当 △9 期末手当 △134 勤勉手当 △134 一般職退職手当負担金 △650	
4 共 済 費	△194	職員共済組合負担金	

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	3		26,952	11,670 (4.4)			8,828	47,450	6,343	53,793	
	議 員	16	101,673						101,673	27,441	129,114	
	その他の 特別職	1,158	40,877						40,877		40,877	
	計	1,177	142,550	26,952	11,670			8,828	190,000	33,784	223,784	
補正前	長 等	3		26,952	11,591 (4.3)			8,565	47,108	6,343	53,451	
	議 員	16	100,966						100,966	27,441	128,407	
	その他の 特別職	1,158	40,877						40,877		40,877	
	計	1,177	141,843	26,952	11,591			8,565	188,951	33,784	222,735	
比較	長 等				79			263	342		342	
	議 員		707						707		707	
	その他の 特別職											
	計		707		79			263	1,049		1,049	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	320 (4)		1,086,934	795,266	1,882,200	363,830	2,246,030	
補正前	323 (3)		1,097,498	787,494	1,884,992	374,548	2,259,540	
比較	△ 3		△ 10,564	7,772	△ 2,792	△ 10,718	△ 13,510	

()内は短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	28,957	34,316	10,760	14,396	30	79,785	27,538	248,960	177,161	1,025	171,594	744
	補正前	27,164	34,602	10,239	15,193	30	71,943	30,732	249,704	173,427	1,025	172,691	744
	比較	1,793	△ 286	521	△ 797		7,842	△ 3,194	△ 744	3,734		△ 1,097	

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明	備考
給料	△ 10,564	給与改定に伴う増減分	2,188	給与改定率(0.23%) 2,188
		その他の増減分	△ 12,752	新陳代謝・人事異動に伴う増減分 △ 12,752
職員手当	7,772	給与改定に伴う増減分	10,819	地域手当 66 期末手当 519 勤勉手当 10,234 勤勉手当 0.1月分増
		その他の増減分	△ 3,047	扶養手当 1,793 地域手当 △ 352 住居手当 521 通勤手当 △ 797 時間外手当 7,842 管理職手当 △ 3,194 期末手当 △ 1,263 勤勉手当 △ 6,500 退職手当負担金 △ 1,097

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	単純労務職
平成29年10月1日現在	平均給料月額(円)	296,849	222,350
	平均給与月額(円)	350,934	231,120
	平均年齢(歳)	41.9	44.0

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	国の制度
		一般行政職(円)
高校卒	147,100	147,100
大学卒	179,200	179,200

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			単純労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成29年10月1日現在	1級	52	16.55	1級	1	50.00
	2級	73	23.26	2級	1	50.00
	3級	50 (2)	15.92 (66.67)	3級		
	4級	65 (1)	20.70 (33.33)	4級		
	5級	34	10.83	5級		
	6級	32	10.19			
	7級	8	2.55			
	計	314 (3)	100.00 (100.00)	計	2	100.00
平成28年10月1日現在	1級	52	16.88	1級	1	50.00
	2級	76	24.68	2級	1	50.00
	3級	46 (2)	14.94 (40.00)	3級		
	4級	52 (1)	16.88 (20.00)	4級		
	5級	43 (2)	13.96 (40.00)	5級		
	6級	32	10.39			
	7級	7	2.27			
	計	308 (5)	100.00 (100.00)	計	2	100.00

()内は短時間勤務職員数を計上

(29年度 級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事・技師	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

エ 昇給

区 分		合計	代表的な職種	
			一般行政職	単純労務職
本 年 度	職員数(A) (人)	315	313	2
	昇給に係る職員数(B) (人)	256	255	1
	昇給数別内訳	1号給 (人)	2	
		2号給 (人)		
		3号給 (人)	20	
		4号給 (人)	109	1
		6号給 (人)	125	
		8号給 (人)		
	比率(B)／(A) (%)	81.3	81.5	50.0
前 年 度	職員数(A) (人)	320	318	2
	昇給に係る職員数(B) (人)	264	263	1
	昇給数別内訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)		
		3号給 (人)	31	
		4号給 (人)	233	1
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
	比率(B)／(A) (%)	82.5	82.7	50.0

オ 期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
本年度	2.075 (1.05)	2.325 (1.25)	4.4 (2.3)	有	
前年度	2.075 (1.05)	2.225 (1.2)	4.3 (2.25)	有	
国の制度	2.075 (1.05)	2.325 (1.25)	4.4 (2.3)	有	

()内は再任用職員の支給率を計上

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
国の制度	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	

キ 地域手当

支給率(%)	3.0
支給対象職員数(人)	317
国の指定基準に基づく支給率(%)	3.0

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	単純労務職
給料総額に対する比率(%)			
支給対象職員の比率(%) (平成29年10月1日現在)	3.4	3.4	
代表的な特殊勤務手当の名称	感染症防疫作業手当・行旅病人等取扱手当・犬猫等死体処理手当		

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	6,506,358	6,083,470	846,300	787,815	6,141,955
(1) 総 務	158,926	144,374	38,500	21,827	161,047
(2) 民 生	96,557	64,724		30,099	34,625
(3) 衛 生					
(4) 農 林	425,283	357,957		67,316	290,641
(5) 商 工	18,956	16,385		2,057	14,328
(6) 土 木	3,102,189	2,954,074	267,300	436,157	2,785,217
(7) 消 防	101,212	107,399	41,700	13,710	135,389
(8) 教 育	2,603,235	2,438,557	498,800	216,649	2,720,708
2 災害復旧債					
(1) 補助災害					
(2) 単独災害					
3 そ の 他	8,041,432	7,924,257	690,000	744,064	7,870,193
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	423,071	338,300		76,251	262,049
(3) 財源対策債等	528,815	403,830		105,187	298,643
(4) 臨時財政対策債	7,089,546	7,182,127	690,000	562,626	7,309,501
合 計	14,547,790	14,007,727	1,536,300	1,531,879	14,012,148

議第 7 6 号

指定管理者の指定について

中之島公園の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
中之島公園
- 2 指定管理者に指定する団体の名称
中之島公園利活用共同体
代表企業 有限会社 E A T & L I V E
構成企業 有限会社 リ タ ッ グ
- 3 指定管理者に指定する団体の所在
代表企業 岐阜県郡上市美並町白山 1 0 1 3 番地
構成企業 岐阜県美濃加茂市本郷町 9 丁目 9 番 2 8 号
- 4 指定の期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで

議第 77 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	西町 51 3 号線	美濃加茂市西町 4 丁目 38 番 13 地先	
		美濃加茂市西町 4 丁目 41 番 4 地先	
2	島 684 号線	美濃加茂市島町 2 丁目字抜戸 1480 番 1 地先	
		美濃加茂市島町 2 丁目字抜戸 1480 番 2 地先	
3	本郷 68 5 号線	美濃加茂市本郷町 7 丁目 6 番 1 地先	
		美濃加茂市本郷町 7 丁目 6 番 2 地先	
4	西洞 36 5 号線	美濃加茂市山之上町字北洞 4073 番 1 地先	
		美濃加茂市山之上町字北洞 4073 番 2 地先	
5	作り洞 5 64 号線	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字作り洞 3954 番 1 地先	
		美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字作り洞 3954 番 5 地先	
6	鷹之巣 4 71 号線	美濃加茂市加茂野町鷹之巣字辻ヶ鼻 1563 番 10 地先	
		美濃加茂市加茂野町鷹之巣字辻ヶ鼻 1563 番 13 地先	
7	今 298 号線	美濃加茂市下米田町今字中屋敷 515 番 5 地先	
		美濃加茂市下米田町今字中屋敷 515 番 4 地先	

新規認定路線

①:西町513号 線



新規認定路線

①:西町513号 線



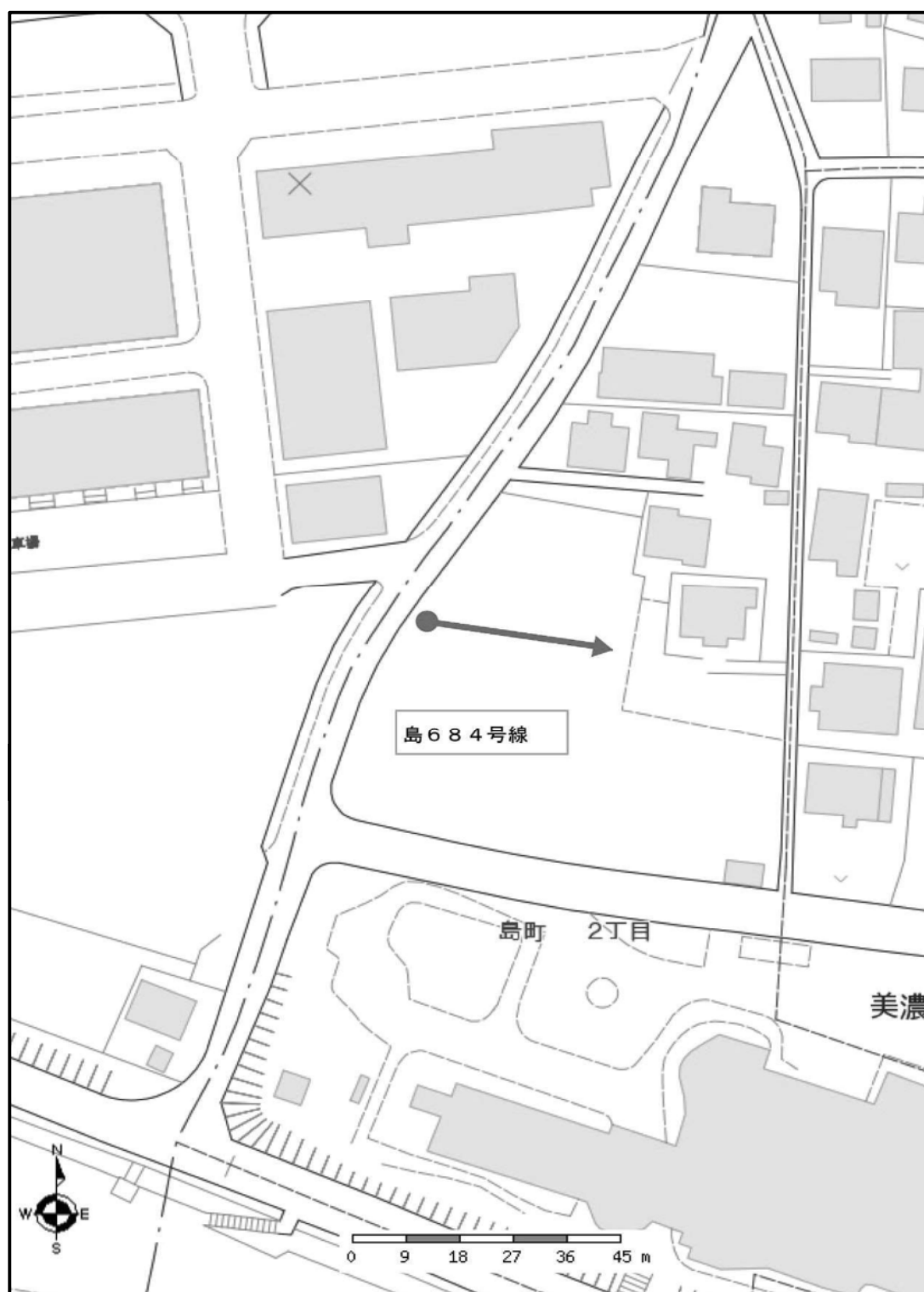
新規認定路線

②: 島684号 線



新規認定路線

②: 島684号 線



新規認定路線

③:本郷685号 線



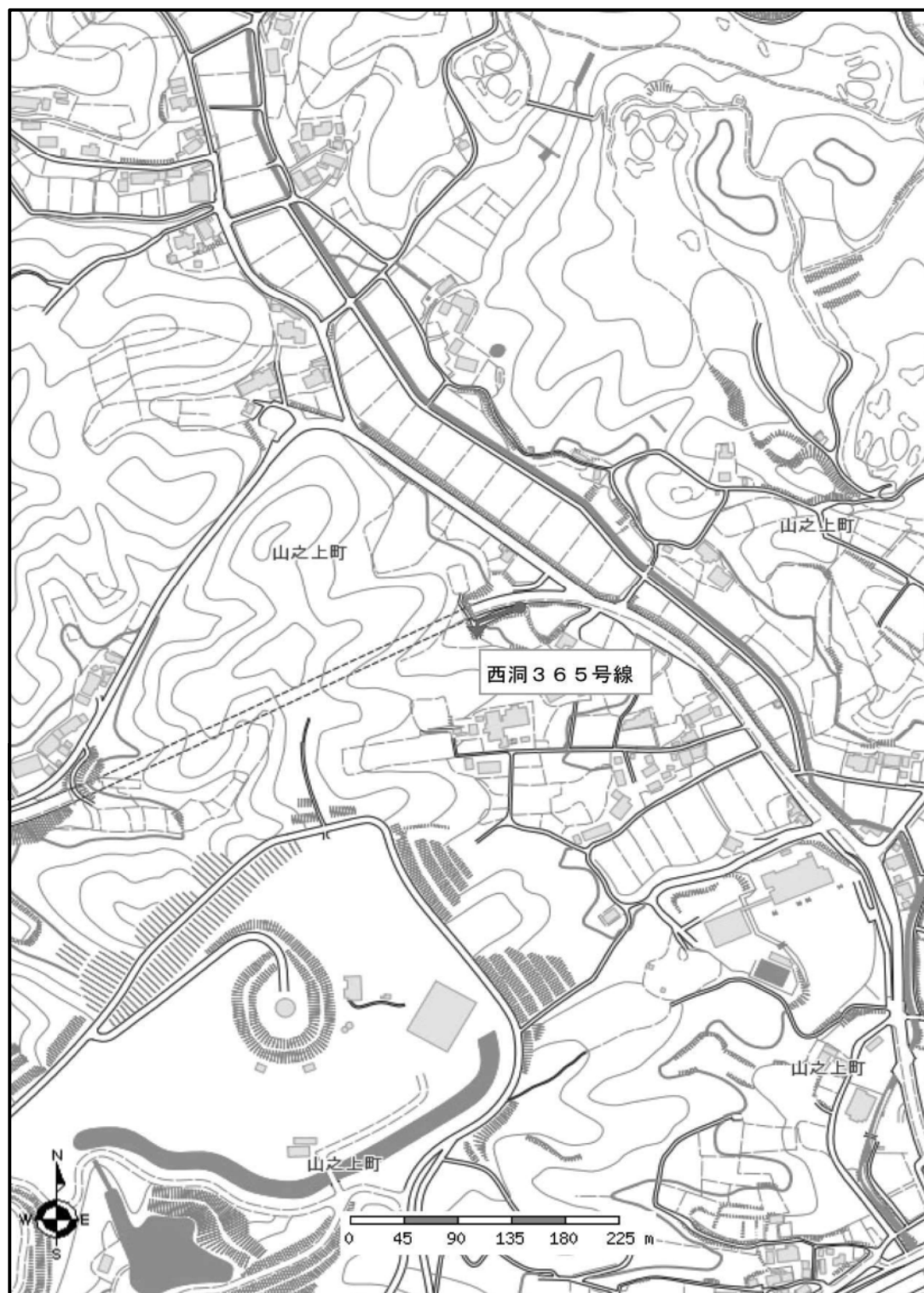
新規認定路線

③:本郷685号 線



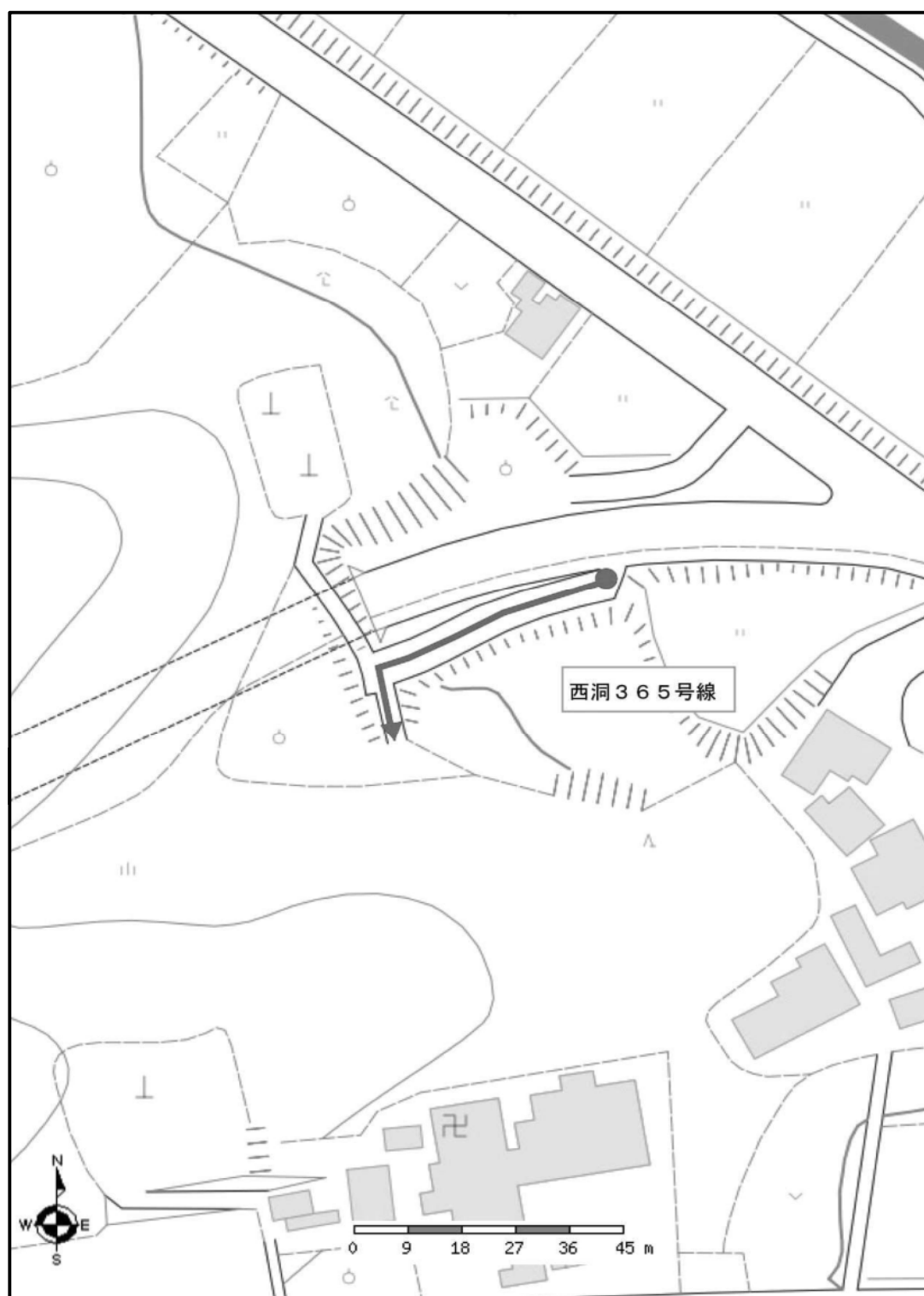
新規認定路線

④:西洞365号 線



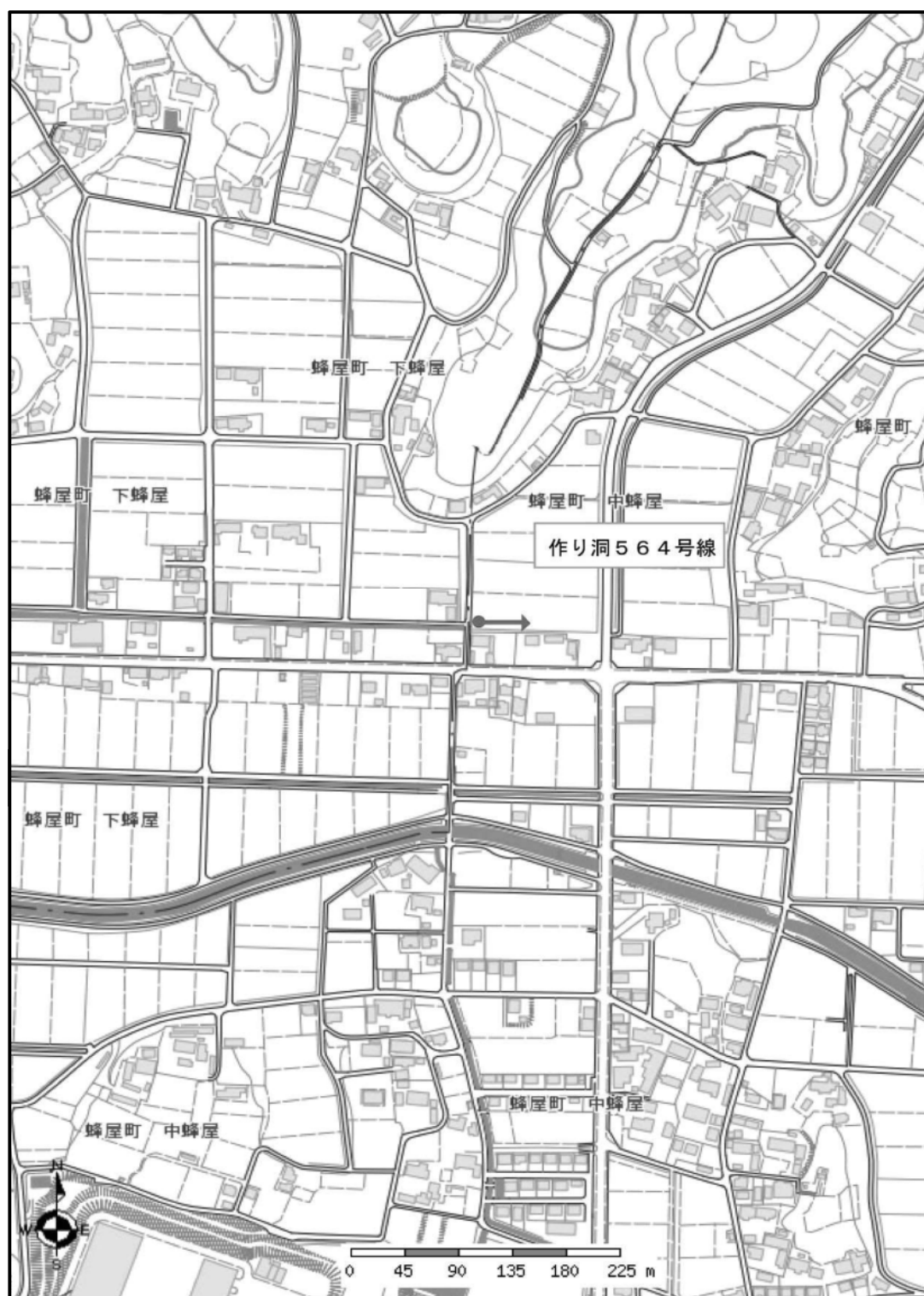
新規認定路線

④:西洞365号 線



新規認定路線

⑤: 作り洞564号 線



新規認定路線

⑤: 作り洞564号 線



新規認定路線

⑥:鷹之巣471号 線



新規認定路線

⑥:鷹之巣471号 線



新規認定路線

⑦: 今298号 線



新規認定路線

⑦: 今298号 線



議第 78 号

岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約に関する協
議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定に基づき、岐阜
県市町村職員退職手当組合の規約を下記のとおり変更することについて、同法第 2
90 条の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

第 1 条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約（昭和 36 年 9 月 30 日岐阜県指令第
13261 号許可）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「市町村の」を「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条
第 1 項に規定する」に改める。

第 5 条を次のように改める。

（議会議員の定数及び選挙の方法等）

第 5 条 組合議会の議員の定数は 28 人とし、それぞれ次の各号に定める者をも
って充てる。

- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 組合を組織する市の長 | 7 人 |
| (2) 組合を組織する市の議会の議長が互選した者 | 1 人 |
| (3) 各郡町村長会長 | 17 人 |
| (4) 岐阜県町村議会議長会の正副会長 | 3 人 |

第 10 条第 2 項中「学識経験」を「知識経験」に改め、同条第 3 項を次のよう
に改める。

3 監査委員の任期は、4 年とする。

第 14 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の率は、一般職については 1000 分の 110 以内、特別職については
1000 分の 300 以内とし、組合市町村の退職者数及び組合の事務費その他
の事情を勘案して算定するものとする。

別表を次のように改める。

<別 表>

1. 市 町 村

美濃市 瑞浪市 羽島市 恵那市 美濃加茂市 土岐市 各務原市
羽島郡 川島町 岐南町 笠松町 柳津町
海津郡 海津町 平田町 南濃町
養老郡 養老町 上石津町
不破郡 垂井町 関ヶ原町
安八郡 神戸町 輪之内町 安八町 墨俣町
揖斐郡 揖斐川町 谷汲村 大野町 池田町 春日村 久瀬村 藤橋村 坂内村 徳山村
本巣郡 北方町 本巣町 穂積町 巣南町 真正町 糸貫町 根尾村
山県郡 高富町 伊自良村 美山町
武儀郡 洞戸村 板取村 武芸川町 武儀町 上之保村
郡上郡 八幡町 大和村 白鳥町 高鷲村 美並村 明方村 和良村
加茂郡 坂祝町 富加町 川辺町 七宗町 八百津町 白川町 東白川村
可児郡 御嵩町 可児町 兼山町
土岐郡 笠原町
恵那郡 坂下町 川上村 加子母村 付知町 福岡町 蛭川村 岩村町 山岡町 明智町 串原村 上矢作町
益田郡 萩原町 小坂町 下呂町 金山町 馬瀬村
大野郡 丹生川村 清見村 荘川村 白川村 宮村 久々野町 朝日村 高根村
吉城郡 古川町 国府町 河合村 宮川村 神岡町 上宝村

2. 一部事務組合

羽島郡岐南町・笠松町中学校組合 羽島郡消防事務組合 岐阜県地方競馬組合 笠松競馬場管理組合 海津郡消防組合 今尾中学校組合 養南中学校組合 南濃中学校組合 安八郡東安中学校組合 南濃衛生施設利用事務組合 岐阜県西濃町村競輪組合 西南濃粗大廃棄物処理組合 西濃環境整備組合 不破消防組合 揖斐郡養基小学校養基保育所組合 揖斐川水防事務組合 揖斐郡青年の家事務組合 揖斐郡消防組合 本巣郡町村造林組合 本巣衛生施設利用組合 北方小中学校給食共同調理組合 本巣消防事務組合 本巣郡北
方町
市 中学校組合 本巣老人福祉施設事務組合 岐北衛生施設利用組合 山県郡環境衛生施設組合 中濃市町村造林組合 郡上造林組合 郡上南部環境衛生施設利用組合 郡上広域行政事務組合 可茂衛生施設利用組合 美濃加茂市富加町中学校組合 可茂消防事務組合 中濃体育館組合 可児川防災溜池

一部事務組合 御嵩町
兼山町 中学校組合 可児郡青年の家事務組合 恵那郡南部衛生施設利用組合 恵那郡南部衛生施設利用組合 恵那郡北部衛生施設利用組合 加子母、東白川学校給食共同調理組合 中津川・恵那広域行政事務組合 益田郡衛生施設利用組合 益田地域広域町村圏事務組合 大野郡会館組合 南大野衛生施設利用組合 荘白川衛生施設利用組合 北吉城衛生施設利用組合 岐阜県市町村会館組合 岐阜県市町村職員退職手当組合

第2条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「議長は組合長を、副議長は副組合長をもってこれに充てる」を「議員のうちから選挙する」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長及び副議長の任期は、2年とする。

別表中「可茂消防事務組合」の次に「可茂公設地方卸売市場組合」を加える。

第3条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第5条中「28人」を「30人」に改め、同条第1号中「7人」を「8人」に改め、同条第2号中「1人」を「2人」に改める。

別表中「各務原市」の次に「可児市」を加え、「可児町」を削り、「笠松競馬場管理組合」の次に「木曽川右岸地帯水防事務組合」を加え、「今尾中学校組合」及び「北方小中学校給食共同調理組合」を削り、「本巣老人福祉施設事務組合」の次に「本巣福祉医療施設事務組合」を、「山県郡環境衛生施設組合」の次に「山県消防組合」を加え、「郡上南部環境衛生施設利用組合」を削り、「可児川防災溜池一部事務組合」を「可児川防災等ため池組合」に改め、「中津川・恵那広域行政事務組合」の次に「恵那市体育館管理組合 恵南消防組合」を加え、「益田郡衛生施設利用組合」を削る。

第4条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「山県消防組合」の次に「山県農業共済事務組合」を、「恵南消防組合」の次に「恵南農業共済事務組合 恵北消防組合」を加える。

第5条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「不破消防組合」の次に「海津郡農業共済事務組合」を加え、「郡上造林組合」及び「中濃体育館組合」を削り、「可児郡青年の家事務組合」を「可児青年の家事務組合」に、「益田地域広域町村圏事務組合」を「益田広域事務組合」に改め、「荘白川衛生施設利用組合」の次に「大野郡特別養護老人ホーム事務組合」を加える。

第6条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「養南中学校組合」を削り、「海津郡農業共済事務組合」の次に「不破准看護婦学校組合」を加え、「本巣郡北方町
岐阜市 中学校組合」を削り、「可茂公設

地方卸売市場組合」の次に「可茂農業共済事務組合」を加え、「大野郡特別養護老人ホーム事務組合」の次に「大野郡農業共済事務組合 飛騨消防組合 南古城衛生施設利用組合 吉城老人福祉施設事務組合 吉城農業共済事務組合」を加え、「北古城衛生施設利用組合」を「北古城地区事務組合」に改める。

第7条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「大和村」を「大和町」に改め、「本巣福祉医療施設事務組合」の次に「本巣農業共済事務組合」を、「可児青年の家事務組合」の次に「東濃西部農業共済事務組合」を加える。

第8条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「徳山村」を削る。

第9条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「山県農業共済事務組合」の次に「山県郡老人福祉施設事務組合」を加える。

第10条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第3条中「勸しょう」を「勸奨」に改める。

第10条第4項中「選任せられた」を「選任された」に改める。

第12条及び第15条中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

別表中「羽島郡岐南町・笠松町中学校組合 羽島郡消防事務組合」を「羽島郡消防事務組合」に改め、「不破准看護婦学校組合」の次に「海津郡老人福祉施設事務組合」を加える。

第11条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「海津郡老人福祉施設事務組合」の次に「高須輪中衛生施設利用組合」を、「中濃市町村造林組合」の次に「中濃消防組合」を加え、「可児青年の家事務組合」及び「恵那市体育館管理組合」を削り、「恵南農業共済事務組合」を「恵那南部農業共済事務組合」に改める。

第12条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「南濃中学校組合」及び「大野郡農業共済事務組合」を削り、「飛騨消防組合」の次に「飛騨農業共済事務組合」を加え、「吉城農業共済事務組合」を削る。

第13条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「揖斐郡消防組合」の次に「揖斐郡老人福祉施設事務組合」を、「山県郡老人福祉施設事務組合」の次に「山県郡障害児療育施設事務組合」を加える。

第14条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「知識経験を有する者」を「識見を有する者」に改める。

別表中「明方村」を「明宝村」に、「南大野衛生施設利用組合」を「南大野地域行政事務組合」に改める。

第15条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第14条第2項を次のように改める。

- 2 前項の率は、組合市町村の退職者数及び組合事務費その他の事情を勘案して算定するものとする。ただし、組合長が特に必要と認めた場合は組合議会の議決を経て増減することができる。

第16条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第4条中「岐阜市司町38番地岐阜県市町村会館内」を「岐阜市」に改める。

「第2章 組合議会」を「第2章 組合の議会」に改める。

第5条の見出しを「(組合の議会の組織)」に改め、同条中「組合議会の議員」を「組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

第8条第2項中「議員」を「組合議員」に改め、同条第6項を次のように改める。

- 6 組合には収入役を置かず、収入役の事務は副組合長が兼掌する。

第8条第7項を削る。

第10条第2項中「組合の議員」を「組合議員」に改め、同条第4項を削る。

第14条第2項中「組合議会」を「組合の議会」に改める。

別表中「揖斐郡青年の家事務組合」を削る。

第17条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「高須輪中衛生施設利用組合」の次に「安八老人福祉施設事務組合」を加える。

第18条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「各郡町村長会長」を「各郡町村会長」に改める。

第9条第2項中「岐阜県町村長会事務局長」を「岐阜県町村会事務局長」に改める。

別表中「笠松競馬場管理組合」を削り、「海津郡老人福祉施設事務組合」の次に「海津郡老人保健施設事務組合」を加え、「東濃西部農業共済事務組合」及び「恵那南部農業共済事務組合」を削り、「恵北消防組合」の次に「東濃農業共済事務組合」を加える。

第19条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「海津郡農業共済事務組合」、「本巣農業共済事務組合」及び「山県農業共済事務組合」を削り、「中濃消防組合」の次に「中濃地域農業共済事務組合」を加え、「可茂農業共済事務組合」を削る。

第20条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「恵那郡南部衛生施設利用組合」を「恵南福祉保健衛生施設組合」に改める。

第 2 1 条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第 2 条中「一部事務組合」を「地方公共団体の組合」に改める。

別表中「 南吉城衛生施設利用組合 吉城老人福祉施設事務組合」を削り、「北吉城地区事務組合」の次に「 吉城広域行政事務組合」を加える。

第 2 2 条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「 2. 一部事務組合」を 「 2. 地方公共団体の組合
(1) 一部事務組合 」 に改め、「

吉城広域行政事務組合」を削り、「(2) 広域連合
益田広域連合 吉城広域連合」を加え

る。

第 2 3 条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「揖斐郡老人福祉施設事務組合」の次に「 西美濃さくら苑老人保健施設事務組合」を加え、「 郡上広域行政事務組合」及び「 益田広域事務組合」を削り、「益田広域連合」を「郡上広域連合 益田広域連合」に改める。

第 2 4 条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「郡上広域連合」を「揖斐広域連合 もとす介護保険広域連合 郡上広域連合」に改める。

第 2 5 条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「 岐阜県西濃町村競輪組合」及び「 海津郡老人福祉施設事務組合」を削り、「西美濃さくら苑老人保健施設事務組合」を「西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合」に改め、「 本巣郡町村造林組合 本巣衛生施設利用組合」及び「 本巣老人福祉施設事務組合 本巣福祉医療施設事務組合」を削り、「可児川防災等ため池組合」の次に「 可茂広域行政事務組合」を加え、「 北吉城地区事務組合」を削り、「揖斐広域連合 もとす介護保険広域連合」を「海津郡サンリバー広域連合 揖斐広域連合 もとす広域連合」に改める。

第 2 6 条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「羽島郡消防事務組合 岐阜県地方競馬組合」を「岐阜県地方競馬組合」に、「不破准看護婦学校組合」を「不破准看護学校組合」に改め、「 海津郡老人保健施設事務組合」を削り、「海津郡サンリバー広域連合」を「羽島郡広域連合 海津郡サンリバー広域連合」に改める。

第 2 7 条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「 8 人」を「 9 人」に改め、同条第 3 号中「 1 7 人」を「 1 6 人」に改める。

別表中「可児市」の次に「 山県市」を加え、「山県郡 高富町 伊自良村 美山町」及び「 山県郡環境衛生施設組合 山県消防組合 山県郡老人福祉施設事務組合 山県郡障害児療育施設事務組合」を削る。

第 2 8 条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条中「30人」を「31人」に改め、同条第1号中「9人」を「10人」に改める。

「第6章 雑則」を「第6章 加入及び脱退の取扱い」に改める。

第17条を次のように改める。

第17条 新たに市町村及び地方自治法第284条第1項に規定する地方公共団体の組合がこの組合に加入する場合、又は組合市町村がこの組合から脱退する場合の取扱いは、別に条例で定める。

別表中「山口市」の次に「瑞穂市」を加え、「穂積町 巢南町」を削る。

第29条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条中「31人」を「33人」に改め、同条第1号中「10人」を「12人」に改める。

別表中「瑞穂市」の次に「飛騨市 本巣市」を加え、「本巣町 真正町 糸貫町 根尾村」、「古川町」及び「河合村 宮川村 神岡町」を削り、「飛騨農業共済事務組合」の次に「古川国府給食センター利用組合」を加え、「吉城広域連合」を削る。

第30条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「12人」を「14人」に改め、同条第3号中「16人」を「14人」に改める。

別表中「本巣市」の次に「郡上市 下呂市」を加え、「郡上郡 八幡町 大和町 白鳥町 高鷺村 美並村 明宝村 和良村」、「益田郡 萩原町 小坂町 下呂町 金山町 馬瀬村」及び「郡上広域連合 益田広域連合」を削る。

第31条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第3条中「(在職中特に功績のあった者又は勸奨により退職した者に対し、当該市町村がこの規約に定める退職手当の支給の基準をこえて支給する退職手当に係る部分を除く。)」を削る。

別表中「不破准看護学校組合」、「揖斐郡老人福祉施設事務組合」及び「加子母、東白川学校給食共同調理組合」を削る。

第32条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「恵那市」を削り、「羽島市」の次に「恵那市」を加え、「岩村町 山岡町 明智町 串原村 上矢作町」、「恵南福祉保健衛生施設組合」及び「恵南消防組合」を削る。

第33条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「川島町」を削る。

第34条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「大野郡特別養護老人ホーム事務組合」を削る。

第35条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「揖斐川町 谷汲村」を削り、「揖斐郡」の次に「揖斐川町」を加え、

「春日村 久瀬村 藤橋村 坂内村」を削る。

第36条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条中「33人」を「32人」に改め、同条第3号中「14人」を「13人」に改める。

別表中「丹生川村 清見村 荘川村」、「宮村 久々野町 朝日村 高根村」、「吉城郡 国府町 上宝村」、「大野郡会館組合 南大野地域行政事務組合 荘白川衛生施設利用組合 飛騨消防組合」及び「古川国府給食センター利用組合」を削る。

第37条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条中「32人」を「31人」に改め、同条第3号中「13人」を「12人」に改める。

別表中「武儀郡 洞戸村 板取村 武芸川町 武儀町 上之保村」を削る。

第38条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条中「31人」を「30人」に改め、同条第3号中「12人」を「11人」に改める。

別表中「恵那郡 坂下町 川上村 加子母村 付知町 福岡町 蛭川村」及び「恵那郡北部衛生施設利用組合 中津川・恵那広域行政事務組合 恵北消防組合」を削る。

第39条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「14人」を「15人」に改め、同条第3号中「11人」を「10人」に改める。

別表中「下呂市」の次に「海津市」を加え、「海津郡 海津町 平田町 南濃町」、「海津郡消防組合」、「高須輪中衛生施設利用組合」及び「海津郡サンリバー広域連合」を削る。

第40条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「中濃市町村造林組合」を削る。

第41条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条中「30人」を「28人」に改め、同条第4号中「正副会長」を「会長」に、「3人」を「1人」に改める。

第42条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「兼山町」を削り、「御嵩町 中学校組合」を「可児市・御嵩町中学校組合」に改める。

第43条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「柳津町」を削る。

第44条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条中「28人」を「27人」に改め、同条第3号中「10人」を「9人」

に改める。

別表中「土岐郡 笠原町」を削る。

第45条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「上石津町」及び「墨俣町」を削る。

第46条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「安八郡東安中学校組合」を「大垣市・安八郡安八町東安中学校組合」に、「安八老人福祉施設事務組合」を「あすわ苑老人福祉施設事務組合」に改める。

第47条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「(組合長、副組合長及び会計管理者)」に改め、同条第1項中「組合長及び副組合長1人」を「組合長、副組合長1人及び会計管理者」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 会計管理者は、組合長が定める組合市町村の会計管理者をもって充てる。

第48条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第4条中「岐阜市」の次に「藪田南5丁目14番53号」を加える。

第5条第3号を次のように改める。

(3) 岐阜県町村会が推せんする組合を組織する町村の長 9人

第49条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「可茂広域行政事務組合」を削る。

第50条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は27人とし、組合市町村の長及び組合市町村の議会議長の職にある者のうちから、次の区分に従いそれぞれ選任する。

区分	人数	選任の方法
市長	15人	全員
市の議会議長	2人	互選
町村長	9人	互選
町村の議会議長	1人	互選

第8条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第9条を次のように改める。

(職員)

第9条 組合に職員を置く。

2 前項の職員は、組合長がこれを任免する。

3 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。

「第4章 退職手当を受ける者の範囲等」を「第4章 退職手当」に改める。

第 11 条中「組合市町村から給料の支給を受けている者で、条例で定めるもの又はその遺族とする」を「条例でこれを定める」に改める。

第 12 条中「国家公務員退職手当法及び他の市町村職員退職手当組合」を「国及び他の地方公共団体の職員」に改める。

第 14 条の見出しを「(負担金)」に改める。

第 15 条中「国家公務員退職手当法第 5 条の例による整理退職手当を受ける職員の属する」を「前条に定めるもののほか、」に改める。

別表を次のように改める。

別表

美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村、岐阜県地方競馬組合、木曽川右岸地帯水防事務組合、大垣市・安八郡安八町東安中学校組合、南濃衛生施設利用事務組合、西南濃粗大廃棄物処理組合、西濃環境整備組合、不破消防組合、あすわ苑老人福祉施設事務組合、揖斐郡養基小学校養基保育所組合、揖斐川水防事務組合、揖斐郡消防組合、西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合、岐北衛生施設利用組合、中濃消防組合、中濃地域農業共済事務組合、可茂衛生施設利用組合、美濃加茂市富加町中学校組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合、可児川防災等ため池組合、可児市・御嵩町中学校組合、東濃農業共済事務組合、飛騨農業共済事務組合、岐阜県市町村会館組合、岐阜県市町村職員退職手当組合、羽島郡広域連合、揖斐広域連合、もとす広域連合

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。ただし、次の表の左欄に掲げる規定中中欄の改正規定（中欄に規定がない場合にあつては、左欄に掲げる規定）は、それぞれ当該右欄に定める日から適用する。

条	改正規定	適用年月日
第 1 条		昭和 52 年 10 月 1 日
第 2 条	第 7 条の改正規定	昭和 53 年 5 月 18 日
	別表の改正規定	昭和 52 年 8 月 1 日
第 3 条	第 5 条の改正規定	昭和 57 年 4 月 1 日
	別表中「本巣福祉医療施設事務組合」及び「恵那市体育館管理組合」を加え、「益田郡衛生施設利用組合」を削る規定	昭和 53 年 4 月 1 日
	別表中「今尾中学校組合」及び「北方	昭和 54 年 4 月 1 日

	小中学校給食共同調理組合」を削り、「 恵南消防組合」を加える規定	
	別表中「 木曽川右岸地帯水防事務組合」を加え、「 郡上南部環境衛生施設利用組合」を削る規定	昭和 5 5 年 4 月 1 日
	別表中「可児川防災溜池一部事務組合」を「可児川防災等ため池組合」に改める規定	昭和 5 5 年 4 月 2 8 日
	別表中「 山県消防組合」を加える規定	昭和 5 6 年 4 月 1 日
	別表中「 可児市」を加え、「 可児町」を削る規定	昭和 5 7 年 4 月 1 日
第 4 条		昭和 5 7 年 4 月 1 日
第 5 条	別表中「可児郡青年の家事務組合」を「可児青年の家事務組合」に改める規定	昭和 5 7 年 4 月 1 日
	別表中「 海津郡農業共済事務組合」を加え、「 中濃体育館組合」を削り、「益田地域広域町村圏事務組合」を「益田広域事務組合」に改める規定	昭和 5 8 年 4 月 1 日
	別表中「 郡上造林組合」を削る規定	昭和 5 8 年 1 2 月 1 日
	別表中「 大野郡特別養護老人ホーム事務組合」を加える規定	昭和 5 9 年 4 月 1 日
第 6 条	別表中「北吉城衛生施設利用組合」を「北吉城地区事務組合」に改める規定	昭和 5 9 年 2 月 2 8 日
	別表中「 養南中学校組合」及び「 本巣郡 岐阜 北方町 市 中学校組合」を削る規定	昭和 5 9 年 4 月 1 日
	別表中「 不破准看護婦学校組合」、「 可茂農業共済事務組合」及び「 大野郡農業共済事務組合 飛騨消防組合 南吉城衛生施設利用組合 吉城老人福祉施設事務組合 吉城農業共済事務組合」を加える規定	昭和 6 0 年 4 月 1 日
第 7 条	別表中「大和村」を「大和町」に改める規定	昭和 6 0 年 1 1 月 1 日
	別表中「 本巣農業共済事務組合」及び「 東濃西部農業共済事務組合」を加える規定	昭和 6 1 年 4 月 1 日
第 8 条		昭和 6 2 年 4 月 1 日

第 9 条		昭和 6 2 年 4 月 1 日
第 1 0 条	本則の改正規定	昭和 6 3 年 1 1 月 2 日
	別表中「 海津郡老人福祉施設事務組合」を加える規定	昭和 6 2 年 1 0 月 1 日
	別表中「羽島郡岐南町・笠松町中学校組合 羽島郡消防事務組合」を「羽島郡消防事務組合」に改める規定	昭和 6 3 年 4 月 1 日
第 1 1 条	別表中「 可児青年の家事務組合」を削る規定	昭和 6 3 年 4 月 1 日
	別表中「 高須輪中衛生施設利用組合」を加える規定	昭和 6 3 年 7 月 1 日
	別表中「 中濃消防組合」を加え、「 恵那市体育館管理組合」を削り、「恵南農業共済事務組合」を「恵那南部農業共済事務組合」に改める規定	平成元年 4 月 1 日
第 1 2 条		平成 2 年 4 月 1 日
第 1 3 条		平成 3 年 4 月 1 日
第 1 4 条		平成 4 年 4 月 1 日
第 1 5 条		平成 5 年 4 月 1 日
第 1 6 条	本則の改正規定	平成 6 年 4 月 1 日
	別表の改正規定	平成 5 年 4 月 1 日
第 1 7 条		平成 6 年 4 月 1 日
第 1 8 条	本則の改正規定及び別表中「 笠松競馬場管理組合」、「 東濃西部農業共済事務組合」及び「 恵那南部農業共済事務組合」を削り、「恵北消防組合」の次に「 東濃農業共済事務組合」を加える規定	平成 8 年 4 月 1 日
	別表中「 海津郡老人保健施設事務組合」を加える規定	平成 8 年 7 月 1 日
第 1 9 条		平成 9 年 4 月 1 日
第 2 0 条		平成 1 0 年 4 月 1 日
第 2 1 条		平成 1 1 年 4 月 1 日
第 2 2 条		平成 1 1 年 1 0 月 1 日
第 2 3 条		平成 1 2 年 4 月 1 日
第 2 4 条		平成 1 3 年 4 月 1 日

第25条	別表中「西美濃さくら苑老人保健施設事務組合」を「西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合」に改める規定	平成12年4月1日
	別表中「海津郡老人福祉施設事務組合」、「本巣郡町村造林組合 本巣衛生施設利用組合」及び「本巣老人福祉施設事務組合 本巣福祉医療施設事務組合」を削り、「可茂広域行政事務組合」を加え、「北吉城地区事務組合」を削り、「揖斐広域連合 もとす介護保険広域連合」を「海津郡サンリバー広域連合 揖斐広域連合 もとす広域連合」に改める規定	平成13年4月1日
	別表中「岐阜県西濃町村競輪組合」を削る規定	平成13年5月1日
第26条	別表中「羽島郡消防事務組合 岐阜県地方競馬組合」を「岐阜県地方競馬組合」に改め、「海津郡老人保健施設事務組合」を削り、「海津郡サンリバー広域連合」を「羽島郡広域連合 海津郡サンリバー広域連合」に改める規定	平成14年4月1日
	別表中「不破准看護婦学校組合」を「不破准看護学校組合」に改める規定	平成14年4月11日
第27条		平成15年4月1日
第28条	第5条及び別表の改正規定	平成15年5月1日
	第6章の章名及び第17条の改正規定	平成15年12月8日
第29条		平成16年2月1日
第30条		平成16年3月1日
第31条	本則の改正規定	平成16年11月29日
	別表の改正規定	平成16年4月1日
第32条		平成16年10月25日
第33条		平成16年11月1日
第34条		平成16年12月1日
第35条		平成17年1月31日
第36条		平成17年2月1日

第 3 7 条		平成 1 7 年 2 月 7 日
第 3 8 条		平成 1 7 年 2 月 1 3 日
第 3 9 条		平成 1 7 年 3 月 2 8 日
第 4 0 条		平成 1 7 年 4 月 1 日
第 4 1 条		平成 1 7 年 8 月 9 日
第 4 2 条		平成 1 7 年 5 月 1 日
第 4 3 条		平成 1 8 年 1 月 1 日
第 4 4 条		平成 1 8 年 1 月 2 3 日
第 4 5 条		平成 1 8 年 3 月 2 7 日
第 4 6 条		平成 1 8 年 3 月 2 7 日
第 4 7 条		平成 1 9 年 4 月 1 日
第 4 8 条		平成 2 4 年 2 月 1 5 日
第 4 9 条		平成 2 9 年 4 月 1 日
第 5 0 条	別表の改正規定	平成 3 0 年 4 月 1 日

